

公共施設等管理に係る新たな補助金制度の創設を求める意見書

わが国においては、公共施設等の老朽化対策が喫緊の課題となっている。地方公共団体においても、厳しい財政状況が続く中、公共施設及びインフラ老朽化対策、並びに、減災・防災対策は大きな課題である。

国においては、平成26年4月に地方公共団体に「公共施設等総合管理計画」を平成28年度末までに策定するよう要請した。これまでも国は、地方財政措置として、計画策定に要する経費への特別交付税措置や、全体面積が減少する既存公共施設の集約化・複合化事業に係る公共施設最適化事業債及び、公共施設等の転用事業に係る地域活性化事業債に対する交付税措置等、地方の実情に即した財政支援を実施してきた。さらに、平成29年度からは、新たな地方財政支援として、熊本地震の被害状況を踏まえ、昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の庁舎の建替えについて、地方債の元利償還金の一部に対し交付税措置がなされることとなった。

一方で、事業に係る国庫補助金については、毎年度抑制基調であり、行政運営が計画的に行えるよう財源の確保が必要である。

本市においても昨年度「川口市公共施設等総合管理計画」を策定し、今後、当該計画に基づき、維持更新等を行っていくところであるが、市庁舎の建替え計画をはじめ、学校、公民館やごみ処理施設等の維持更新・建替え、老朽化した上下水道管の更新等、様々な施設整備における財源確保が重要事項となっている。

地方公共団体の財政状況は厳しさを増しており、市民生活を支える公共施設等の適切な管理運営等を推進するには、自主財源の確保とともに、より一層の財源確保が必要となっている。

については、これまでの地方への財政支援に加え、公共施設等管理に係る新たな補助金制度を創設するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき意見書を提出する。

平成29年3月24日

川口市議会議長

内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
国土交通大臣
環境大臣
衆議院議長
参議院議長
様